

「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」 に関する意見募集の結果について

第1 意見数

167件（56団体，個人111件）

なお，複数の個人が1通の意見書を提出している場合は，個人1件としてカウントしてある。

第2 意見の概要

1 総論的事項について

総論的事項について寄せられた意見は少数であったが，近年の晩婚化・少子化，超高齢化社会の到来等による社会情勢の変化に鑑み，配偶者の生活への配慮等の観点から相続法制の見直しをすることに賛成するとの意見が寄せられた一方で，配偶者の保護等に偏ることなく，多様な家族の在り方を踏まえた見直しが望まれるとする意見も寄せられた。また，相続法制の見直しが国民生活に大きな影響を及ぼすことからすれば，十分に審議に時間をかけ，国民に丁寧に説明をしながら，多くの国民の理解を得られたものについてだけ，改正するようにすべきであるとの意見も寄せられた。

2 配偶者の居住権を保護するための方策（中間試案第1）

(1) 短期居住権について（「1」）

ア 遺産分割が行われる場合の規律について（「(1)」）

短期居住権に関する規律のうち，遺産分割が行われる場合の規律については，一部反対意見（判例で認められているので，あえて立法する必要はないとするもの等）があったものの，現在の判例，実務を反映したものであり，相続人である配偶者の居住の安定に資するなどとして賛成する意見が大勢を占めた。

もともと，短期居住権の消滅請求（「ウ・①」）については，中間試案において，配偶者以外の相続人の単独請求を認めていることに賛成する意見があった一方で，配偶者以外の相続人の持分の過半数によることとすべきであるとの意見が複数寄せられた。

なお，短期居住権の創設に賛成しつつ，取得主体を配偶者に限定せず，それ以外の相続人等にも認めるべきであるとする意見もあった。

イ 配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合の特則について （「(2)」）

配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合の特則についても、一部反対意見（制度に対する需要は少ないとするもの等）があったものの、これに賛成する意見が大勢を占めた。もっとも、この場合の短期居住権の存続期間（中間試案では「例えば6か月間」としている。）については、民法第395条に規定する明渡猶予期間と同様、6か月間とするのが相当であるとの意見があった一方で、残された配偶者が高齢の場合には速やかな転居が難しいことや相続税の申告期限が10か月間であること等を考慮し、1年間とすべきであるとの意見もあり、意見が分かれた。

(2) 長期居住権について（「2」）

ア 長期居住権の創設について（「(1)」）

長期居住権を創設することについては、配偶者の居住権保護の観点から賛成する意見が相当数寄せられた一方で、それほどのニーズが見込めない、財産評価が困難である、長期居住権の有無や価額、買取請求権等に関して新たな紛争が生ずるおそれがある、不動産流通の阻害への懸念があるなどとして、これに反対する意見も相当数寄せられ、賛否が拮抗している状況にある。また、長期居住権の内容が未だ明確にされていないと指摘する意見もあった。

このほか、長期居住権の成立要件（「(2)」）に関し、配偶者が長期居住権の取得を希望するが、他の相続人がこれに反対する場合には、審判によって配偶者に長期居住権を取得させるよりも、配偶者に共有持分を取得させる方が適切であるから、このような場合に審判による長期居住権の設定を認めるのは相当でないとの意見もあった。

なお、長期居住権の第三者対抗要件を登記とすること（「(3)・エ」）については、これに賛成する意見が多数であった。

イ 長期居住権の財産評価方法について（「(注1)」）

中間試案では、長期居住権の財産評価方法等については「なお検討する」として具体的方策を示していなかったところ、パブリックコメントにおいては、この点が不明確であることを反対の理由に挙げる意見が相当数あった。他方、第11回部会で検討された案（部会資料11・5頁参照）と同様に、建物賃借権自体の評価額を0円とした上で、「賃料相当額×存続期間」をベースに算定することを提案する意見も寄せられた。これに加えて、長期居住権が必要費等の負担を伴う権利であることや、設定した存続期間を全うすることができない場合があることを考慮し、「賃料相当額×存続期間×0.8」とすることを提

案する意見も寄せられた。

ウ 長期居住権の買取請求権について（「(後注)」）

長期居住権の買取請求権を認めるか否かについては、予期に反して短期間で長期居住権が不要となった配偶者を保護し、無用な長期居住権を消滅させて所有者による建物の活用を促す観点から、買取請求権を認めるべきであるなどとして、これに賛成する意見があった一方で、買取価格や支払方法の判断基準が明確でなく、審理が複雑困難化するおそれがある、当初の見込みより短期間で長期居住権が不要となる場合だけでなく、逆に当初の見込みより長期にわたって長期居住権が継続する場合もあり得るから、買取請求権を認めなくとも不合理ではないなどとして反対する意見もあり、賛否が分かれた。なお、長期居住権の第三者への譲渡、転貸を認めない代わりに買取請求権を認めるべきであるとの意見も寄せられた。

3 遺産分割に関する見直し（中間試案第2）

(1) 配偶者の相続分の見直し（「1」）

ア 配偶者の相続分を見直すことについて

配偶者の相続分を見直すことについては、配偶者の相続分を現行制度以上に引き上げなければならないとする立法事実が明らかでない、被相続人の財産形成に貢献し得るのは配偶者だけではなく、それ以外の相続人や、さらには内縁関係にある者にも貢献が認められることがあり得るのであって、配偶者の相続分のみを一律に増加させることは相当でない、夫婦の関係や配偶者の貢献の程度は様々であって、そのような差異を過不足なく反映する制度を設計することは困難であり、配偶者の貢献を相続において考慮するためには、一律に配偶者の相続分を引き上げるのではなく、遺言や寄与分制度など、他の方法による方が妥当であるなどとして、配偶者の相続分の引上げという見直しの方向性自体に反対する意見が多数を占めた。

他方、婚姻期間が長期間に及んでいる場合には、生存配偶者が高齢になっていることが多く、他の相続人と比較して生活保障の必要性が高いなどとして、相続分を引き上げることに賛成する意見も複数寄せられた。

その他、一定期間が経過した場合に配偶者の法定相続分を増加させるのであれば、婚姻期間が短期間である配偶者の法定相続分は現行法よりも引き下げるべきであるという意見が複数寄せられた。

イ 【甲案】について（「(1)」）

【甲案】については、夫婦が別居している場合や、実際には他の相続人が被

相続人の財産の形成に貢献した場合のように、配偶者の具体的な貢献が認められない場合でも、被相続人の純資産額が増加していれば配偶者の具体的相続分が増加する一方で、内縁が先行している場合でも内縁期間中の貢献は考慮されないなど、配偶者の貢献を実質的に評価し、相続人間の公平を図る制度となっていない、婚姻後増加額の計算方法が複雑であり、一般国民にとって理解が困難である、婚姻後増加額の算定の過程で被相続人の婚姻時の純資産額を認定する必要があるが、婚姻後長期間が経過した事案ではその認定は極めて困難であり、特に配偶者以外の相続人がこれを適切に主張・立証することは事実上不可能である、婚姻後増加額の算定を巡って、相続に関する紛争が極めて複雑化、長期化するおそれがあり、当事者の利益を害するおそれがあるなど、とりわけ実務上の問題点を指摘して強く反対する意見が多数寄せられ、全体としても反対する意見が大勢を占めた。

他方、一定の計算式に基づいて婚姻後増加額を算定する【甲案】の方が、【乙案】よりも事案ごとに具体的妥当性のある結論を導き出すことが可能である、法定相続分に変更を加えず、相続債務の承継割合に影響を与えない点において【乙案】よりも妥当であるなどとして、賛成する意見もあったが、少数にとどまった。

ウ 【乙-1案】について（「(2)」）

【乙-1案】についても、届出の有効性について、届出（又は届出の撤回）当時の被相続人又は配偶者の意思能力の有無が問題とされ、相続に関する紛争が複雑化、長期化するおそれがある、被相続人の意思によることとするため、例えば夫婦関係の破綻前に財産形成に貢献した配偶者であっても保護されない事態が生じ得ることになる、当事者の意思によるのであれば、遺言や相続分の指定等の現行の制度によれば十分であり、新たな制度を設ける必要性はない、配偶者以外の相続人の遺留分を減少させることに遺言とは異なる意義が存在するといえるが、当事者の意思によって遺留分を減少させることについては、推定相続人の排除及び遺留分の放棄を家庭裁判所の許可に係らしめている趣旨に抵触するおそれがあり、当事者の意思により法定相続分を変更することの合理性に疑問がある、各相続人の債務の承継割合も変化するため、相続債権者に予期せぬ不利益を与えるおそれがあり、このようなリスクは届出の撤回を認める場合には更に増大する、届出の有無を公示する制度を設け、取引の相手方がこれを確認することができるようにする必要があるが、適切な制度を創設することができるか疑問である上、当事者の負担となるなどとして、反対する意見が多数を占めた。

他方、【乙-1】案は、【甲案】よりも簡明である上、【乙-2案】との比較では当事者の意思を根拠とする点で配偶者の貢献を適切に評価し得るなどとして、これに賛成する意見も複数寄せられた。

エ 【乙-2案】について（「3」）

【乙-2案】についても、一定期間の経過のみを要件としているため、夫婦関係が破綻しており、配偶者の貢献が認められない場合であっても、配偶者の法定相続分及び遺留分が増加することとなり、相続人間の公平を害する、このような結論を回避するために、適用除外事由を設けることが考えられるが、適用除外事由を適切に定めることができるか疑問がある上、適用除外事由を設けることにより、【乙-2案】の利点である簡明性が減殺され、紛争の複雑化、長期化を招くなどとして、反対する意見が多数を占めた。

他方、一定期間の経過のみを要件としている点で国民にとって理解しやすい、現行法よりは配偶者の貢献を考慮することができるなどとして賛成する意見もあった（中間試案において提案した3つの方策の中では、最も賛成する意見が多かった。）。

オ 配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないものとする考え方について（「2」・（注3）」）

配偶者と兄弟姉妹との間には、被相続人の財産形成に対する貢献度に差があるのが通常であることや、人的交流がない配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合には、遺産分割が円滑に進まない実情があること等を理由として、賛成する意見も複数寄せられたが、このような場合であっても兄弟姉妹の法定相続分を一律に否定する必要性はなく、遺言によって全財産を配偶者に相続させることが可能であることや、仮にこのような場合に兄弟姉妹に法定相続分を認めないと、それぞれ兄弟姉妹がいる夫婦が順次死亡した場合に、夫婦のうち後に死亡した者の兄弟姉妹が夫婦の全遺産を相続するという不当な結果となることなどを理由として、反対する意見が複数寄せられた。

(2) 可分債権の遺産分割における取扱い（「2」）

ア 可分債権を遺産分割の対象とすることについて（「1」・①, (2)・①」）

賛成する意見が大勢を占めており、積極的に反対する意見はなかった。

なお、可分債権を遺産分割の対象に含めること自体には賛成するが、現在、被相続人の預金債権が相続の開始により当然に分割されるかどうか争点となっている訴訟が最高裁大法廷に係属していることから、具体的な制度の枠組みは、当該判決の判断を踏まえた上で検討されるべきであるという意見が複数寄せられた。

イ 遺産分割の対象となる可分債権の範囲について（「(1)・①・(注1)」、(2)・①・(注1)」)

遺産分割の対象となる可分債権を預貯金債権に限定すると、遺産分割前に相続人の一部の者が自己の具体的相続分を超える預貯金を引き出した場合や、交通事故による多額の損害賠償請求権が存在する場合に、特別受益及び寄与分を考慮して相続人間の公平を図ることができなくなるなどとして、賛成する意見も複数寄せられたが、預貯金債権以外の債権（貸金債権、不法行為に基づく損害賠償請求権や不当利得返還請求権など）を遺産分割の対象に含めると、紛争が複雑化、長期化するおそれがあるなどとして、これに反対する意見の方が多かった。

また、契約に基づく債権は遺産分割の対象に含めるべきであるという意見や、預貯金債権以外の債権を遺産分割の対象に含めることを否定するものではないが、対象となる可分債権の範囲は、必ずしも専門的な知識を持たない一般の債務者にとっても明確なものである必要があるなどといった意見もあった。

ウ 可分債権について遺産分割時までの権利行使を認めるか否かについて（「(1)・②」、(2)・②」)

遺産分割前の可分債権の権利行使を原則として認める【甲案】と、これを認めない【乙案】とで賛否が拮抗している。

【甲案】に賛成する意見は、相続人の資金需要に柔軟に対応することができること、当該相続人の具体的相続分を超える権利行使がされた場合には、遺産分割の際に調整すれば足りること、現在の実務運用と整合性があること、【乙案】において検討されている仮払等の制度は、適切に設計することができるか疑問がある上、債務者や相続人等にとって煩雑なものとならざるを得ないこと等を理由とするものである。

他方、【乙案】に賛成する意見は、遺産分割前に可分債権の行使が原則禁止される結果、遺産分割における処理が簡明なものとなり、債務者の負担も軽減されること、【甲案】では、遺産分割前に可分債権を行使した相続人の無資力の危険を他の相続人が負担することとなって相当でないこと、【甲案】を採用した場合には、遺産分割前の不当な権利行使を制限するために仮処分の制度を設ける必要があるが、保全処分において具体的相続分を疎明するのは当事者にとって負担が重いこと、遺産分割前に可分債権が行使されると、可分債権の遺産分割における調整機能が事実上失われること等を理由とするものである。

エ 【甲案】の方向性を採用する場合の保全処分について（「(1)・⑨・(注2)」)

仮処分について本案係属要件を不要とすることについて、賛成する意見が複

数あった。これに対し、仮処分の必要性（無資力となる蓋然性）を裁判所が判断することができるのか疑問があることや、遺産分割が長期化した結果、遺産分割完了時点で無資力になっているような場合も考えられることから、仮処分だけでは【甲案】が持つリスク（相続人がその具体的相続分を超えて権利行使をするおそれがあること）に対応することはできないのではないかとの意見もあった。

また、保全処分に際して具体的相続分を主張立証するためには特別受益や寄与分についての主張立証が必要であるが、これは必ずしも容易ではないことから、保全処分の要件等については慎重な検討が必要であるとの意見があった。

オ 【乙案】の方向性を採用する場合の保全処分について（「(2)・(注2)」）

【乙案】を採用することとした場合には、相続人の資金需要に応えるために、例外的に相続人の権利行使を認めるための制度を設ける必要があるとの意見が多数を占めたが、具体的な制度設計については、請求を受ける債務者にとって明確な規律であることが望ましいという観点から一定の金額を上限とすべきであるという意見や、資金需要の目的によるべきであるという意見、要件を緩和して広く権利行使を認めるべきであるという意見など、様々な意見が寄せられた。また、預貯金管理者の制度については、遺産分割前の払戻しには裁判所の関与がある方が望ましいとしてこれに賛成する意見が複数あった一方で、預貯金管理者本人、当事者等にとって負担が大きいなどとして、これに反対する意見も複数寄せられた。

(3) 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等（「3」）

ア 一部分割をすることができる要件を明確化することについて（「(1)・①」）

一部分割の要件の明確化については、現行の実務において行われていることを明文化するものであり、争いのない部分を優先的に解決することで紛争の早期解決につながるなどとして、これに賛成する意見が多数を占め、明確に反対する意見は少数であった。

もともと、遺産分割は、原則として全ての遺産について一括して行われるべきであり、一部分割の要件を民法上明記すると、預貯金など資産価値のある遺産のみについて遺産分割がされ、他の遺産は放置されるなど、一部分割が濫用され、現在社会問題化している空き家問題や所有者不明土地問題などにも悪影響を及ぼすおそれがある、一部分割の審判が最終的な遺産分割の審判としてされるとすれば（中間試案補足説明35頁以下参照）、抗告審で一部分割が不当とされて差し戻された場合には、一審の審理を最初からやり直さなければならなくなり、手続が長期化し、当事者の負担が増大するおそれがある、一部分割を

しても、残部分割の際に、特別受益や寄与分による調整を考慮できる例外的場合に当たるか否かをめぐって一部分割時の紛争が蒸し返されるおそれがあるなど、実務上の問題点を指摘する意見も複数寄せられた。

なお、一部分割を認める場合の具体的要件については、安易な一部分割を認めると、問題の先送りとなるおそれがあることから、その要件は明確に規定すべきであるという意見があった一方で、中間試案にある「その余の財産の分割が著しく遅延するおそれ」という要件は厳格に過ぎ、より広く一部分割を認めるべきであるという意見もあった。

イ 残部分割における規律の明確化について（「(1)・②～⑤」)

残部分割における特別受益及び寄与分の取扱いに関する規律については、一部分割の段階では遺産全体の範囲や評価が未確定であるため、特別受益や寄与分による調整を十分に行うことは困難であり、実務上も、一部分割は当面必要な部分に限って行われ、特別受益や寄与分の調整は残部分割において行われている例が相当数ある、相続人間の遺産分割協議による場合には、当事者に将来の残部分割における特別受益と寄与分に配慮して遺産分割協議をすることを期待することは事実上困難であり、残部分割において特別受益や寄与分の主張が制限されるとすれば、当事者の通常の意味に反する結果になるなどとして、これに反対する意見が多数を占めた。

他方、各相続人の具体的相続分の確保のためには、特別受益及び寄与分の調整が一部分割の段階で終了し、残部については法定相続分に従って分割されることが妥当であるとして、残部分割における調整を例外的なものとする中間試案の考え方に賛成する意見もあった。

ウ 遺産分割の対象財産に争いのある可分債権が含まれる場合の特則について（「(2)」)

紛争の早期解決に資するとして、これに賛成する意見が多数を占めた。

他方、その有無及び額について争いのある可分債権を法定相続分により取得させる旨の審判がされたとしても、争いのある点について民事訴訟による解決が必要となるのであるから、このような特則を設けるメリットは少ないなどとして、反対する意見も複数寄せられた。

なお、この特則については、「第2・2」（可分債権の遺産分割における取扱い）と関連するものであり、遺産分割の対象に含まれる可分債権の範囲を預貯金債権に限定することとした場合には、事実上、この特則を活用すべき場面は少なくなるのではないかとの意見も寄せられた。

4 遺言制度に関する見直し（中間試案第3）

(1) 自筆証書遺言の方式緩和（「1」）

ア 全文自書要件の緩和について（「(1)」）

遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項については自書でなくてもよいものとするところについては、偽造及び変造のリスクを懸念して反対する意見も相当数あったものの、財産目録の自書は相当に煩雑であり、これを緩和することにより遺言者の負担を軽減することができ、遺言の作成促進にもつながるなどとして、賛成する意見が多数を占めた。

また、財産の特定に関する事項を自書以外の方法で記載することを認めることとするのであれば、登記事項証明書や預貯金通帳等の写しを使用することも認めるべきであるとの意見もあった。

なお、財産の特定に関する事項を自書以外の方法で記載した全ての頁に同一の印の押捺を要求すること（「(注3)」）の要否については、偽造等を防止するために必要であるとの意見と、形式不備による無効の危険が増すことを考慮し、これを不要とする意見とに分かれた。

このほか、本方策を講ずる場合には遺言書の一体性を担保するために各頁の契印を要求すべきであるとの意見もあった。

イ 加除訂正方式の緩和について（「(2)」）

変更箇所への押印を不要とし、署名のみで足りるものとするところについては、押印を不要とし、署名のみとすることでも偽造・変造のリスクを回避することができるとして、これに賛成する意見が寄せられた一方で、押印を不要とすると、偽造・変造のリスクが高まる、自筆証書遺言の作成に当たっては加除訂正の場合も含めて署名及び押印の双方を要求するものとした方が分かりやすいなどとして、これに反対する意見もあり、賛否が分かれた。

(2) 遺言事項及び遺言の効力等の見直し（「2」）

ア 権利の承継に関する規律（「(1)」）

(ア) 遺言による権利変動にも対抗要件主義を採用することについて

従来の判例の考え方を貫くと、遺言の内容を知り得ない第三者が不測の損害を被るおそれがある、遺言による権利変動と遺産分割による権利変動とを区別する理論的根拠に欠けるなどとして、中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。

他方で、中間試案の考え方は、相続開始の事実を知った相続人の債権者がいち早く法定相続分について差押えをするなどして、遺言の実現が妨げられるなどとして、これに反対する意見も少数ながら寄せられた。

(イ) 債権を取得した場合の対抗要件の規律について

全体としては中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めたものの、遺産分割における可分債権の取扱いに関する最高裁の判断を見た上で再度検討すべきであるなどとして、慎重な対応を求める意見も一部寄せられた。

また、中間試案の考え方に賛成する意見においても、相続人全員による通知に関する部分（「②・ア」）については、遺言の内容に反対する相続人の協力を得ることは難しく、現行の制度と比べ、権利取得した相続人の負担が過大になるなどとして、より簡易な通知方法を検討すべきであるとの意見が複数寄せられた。他方で、債務者保護の観点から相続人による単独の通知には否定的な意見も複数寄せられた。

イ 義務の承継に関する規律について（「(2)」）

中間試案の考え方は、判例の考え方に沿うものであり、債務の承継に関する規律の明確化に資するなどとして、これに賛成する意見が大勢を占め、これに反対する意見はわずかであった。

ウ 遺贈の担保責任について（「(3)」）

中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占め、これに反対する意見はわずかであった。

(3) 自筆証書遺言の保管制度の創設（「3」）

自筆証書遺言を公的機関で保管する制度の創設については、遺言書の紛失や隠匿の防止につながり、遺言書の有無を検索することができることとすることにより相続人の利便性も向上するなどとして賛成する意見が多数を占めたが、他方で、システム構築のため多額のコストがかかるほか、紛争防止効果にも限界があり、制度の必要性に疑問があるなどとして反対する意見も相当数あった。また、賛否の意見を留保した上で、保管機関の選定や運用面の様々な論点についての更なる検討を求める意見もあった。

保管業務を行う公的機関（「(注1)」）については、全国に相当数存在し、利便性がある一方で、市区町村役場ほど国民が頻繁に訪問する機関でもないため遺言者のプライバシー保護も確保できるなどとして、法務局とすることを提案する意見が最も多く、これに次いで、公正証書遺言の保管実績のある公証役場とすることを提案する意見が多かった。このほか、利便性が最も高いことを理由に市区町村役場が望ましいとする意見も寄せられたが、これに対しては、プライバシー確保や秘密保持の観点から市区町村役場とするのは望ましくないとの意見もあった。

また、公的機関が保管することにより利用者が遺言書の有効性について誤解を

してしまうおそれがあることを指摘する意見が相当数あり、その対応策として、公的機関で保管手続を行う際に遺言書の形式的要件（日付、押印等）をチェックし、無効であることが明らかなものについては保管を拒絶すべきであるとの意見が寄せられた。

なお、遺言保管制度に基づいて保管された遺言書を検認不要とすること（「⑤」）については、公正証書遺言と同様に検認不要とするのが適切であるとして賛成する意見があった一方で、検認は関係人に遺言書の状態を確認する機会を与えるという機能もあるとして、慎重な検討を求める意見もあった。

（4）遺言執行者の権限の明確化等（「4」）

ア 遺言執行者の一般的な権限について（「(1)」）

中間試案の考え方は、遺言執行者の法的地位を明確化するもので、遺言執行者と相続人との利益が対立する場面等において遺言執行者がすべきことが明確になるなどとして、これに賛成する意見が大勢を占め、遺言執行者の一般的な権限を明確化すること自体に反対する意見はなかった。

中間試案の考え方に賛成する意見においても、遺言執行者が権限逸脱行為をした場合の規律を含め、遺言執行者の法的地位をより明確にすべきであるとの意見や、遺言執行者には遺産の内容を調査する権限があることを明文化すべきであるとの意見のほか、通知義務の範囲についても、相続人だけでなく受遺者もこれに含めるべきであるとの意見や、遺言執行者が相続人を調査してもその所在が容易に判明しないような場合には、当該相続人に対し通知義務を負わないことを明確化すべきであるとの意見等が寄せられた。

イ 民法第1013条の見直しについて（「(2)」）

民法第1013条を見直すことについては、遺言の実現が妨げられるとしてこれに反対する意見もあったものの、これに賛成する意見が大勢を占めた。

見直しの方向性については、遺言執行者による遺言の適正かつ迅速な執行の実現と遺言の内容を知らずに取引関係に入った第三者保護との調和の観点から【乙案】に賛成する意見が多数を占め、取引の安全の見地や基準の明確性の見地から【甲案】に賛成するとの意見は少数にとどまった。

【乙案】に賛成する意見においても、第三者の主観的要件として善意のみならず無過失まで要求すべきとの意見が複数寄せられたが、無過失を要求すると、第三者が遺言の有無等について調査義務を負うことになって相当でないなどとして、無過失までは不要であるとする意見が多数を占めた。

ウ 個別の類型における権限の内容（「(3)」）

（7）特定遺贈がされた場合

中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めたが、より具体的に権限を明確化すべきであるとの意見も複数寄せられた。

(イ) 遺産分割方法の指定がされた場合

基本的には中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。

このうち対抗要件具備行為に関する権限（「イ・①」）については、遺言執行者に不動産について単独で対抗要件を具備する権限を付与する必要性に乏しいなどとして、これに反対する意見も複数寄せられたが、対抗要件具備行為は、権利を完全に移転させるために必要な行為であって、遺言者の意思にも沿うものであるなどとして、これに賛成する意見が多数を占めた。

特定物の引渡権限（「イ・②」）についても、中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占め、これに反対する意見はわずかであった。

預貯金債権の行使権限（「イ・③」）については、これ自体に反対する意見はなかったが、遺言執行者に行使権限を認める権利の範囲については、預貯金債権に限って行使権限を認める考え方に賛成する意見と、それ以外の権利（例えば、投資信託等の金融商品）についても行使権限を付与すべきであるとの意見に分かれた。

エ 遺言執行者の復任権・選任・解任等（「4」）

中間試案の考え方に基本的に賛成する意見が多数を占めたが、個々の規律の内容については、中間試案の考え方と異なる意見が複数寄せられた。

まず、復任権については、遺言者が別段の意思を表明した場合には、これに従うとの規律を加えるべきとの意見や、復任権を行使した場合に委託された第三者の権限の範囲を明確にする規律を設けるべきとの意見が寄せられた。

また、辞任については、家庭裁判所の許可を不要とすべき意見が寄せられたほか、遺言執行者が一部の任務を辞したり、遺言執行者に特定の権限のみを喪失させる事由が生じた場合などは、むしろ、全部辞任させたり、全部の行為の権限を喪失・解任させる方が合理的ではないかとの意見もあった。これに加えて、権限の一部喪失を認めると、遺言執行者の権限の範囲が不明確となり、取引の安全を害するおそれがあるなどとして、これに反対する意見も複数寄せられた。また、権限喪失については、「相当と認めるとき」との申立要件が広範に過ぎ、濫用的な利用のおそれがあるとの意見も寄せられた。

遺言執行者の選任や解任の申立権者については、従前の遺言執行者にも申立権を認めるべきとの意見が複数あったほか、現行法と同様、遺言の実現によって間接的に利益を受ける者についても認めるべきとの意見が複数寄せられた。

その他、相続人や受益者を遺言執行者の欠格事由とすべきとの意見も少数な

がら寄せられた。

5 遺留分制度に関する見直し（中間試案第4）

(1) 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し（「1」）

ア 遺留分減殺請求権の行使によって生ずる権利を原則金銭債権とする点について（「柱書前段, (1)・①, (2)・①」）

減殺請求権の行使によって生ずる権利を原則金銭債権とする点については、これに賛成する意見が多数を占めたが、金銭で支払えない場合には、結局目的物が共有となる可能性があり、必ずしも現行法の問題点を解決することにはならない、あるいは中間試案の考え方を採用するとむしろより問題が大きくなるなどとして、反対する意見も複数寄せられた。

なお、個人から、遺留分制度を廃止すべきであるという意見が複数寄せられた。

イ 現物返還の内容について当事者間に協議が調わない場合に、裁判所が定めることとするか（【甲案】、「(1)・③」）、法律上返還の内容を定めることとするか（【乙案】、「(2)・③」）について

受遺者又は受贈者の意思表示により、金銭債務の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的物の返還を認める制度の創設については、いずれの案にも反対という意見も相当数あったが、【甲案】と【乙案】で比較すると、【甲案】に賛成する意見が多数を占めた。

なお、【甲案】に賛成する意見の中にも、受遺者又は受贈者が金銭請求を満足させるに足りると考える目的物を特定して現物返還を請求し、裁判所は、単にその現物返還請求の適否と返還割合を判断するだけの訴訟類型とすべきであるとの意見があった。また、【甲案】については、現物返還の内容、方法を裁判所の裁量に委ねるとなると、現物返還の内容、方法をめぐり審理が複雑化、長期化し、当事者の負担が増大したり、当事者間で不要な不動産の押し付け合いが起きて合意の形成が阻害されたりするおそれがあるという意見のほか、訴訟法上の問題点がある（訴訟物をどのように理解し、現物返還の意思表示を訴訟法上どう位置づけるのか、訴訟手続で一部非訟的な審理を行うことが適切か）との意見や、訴訟としていかなる手続が想定されているのか不明であるとの意見が複数寄せられた。

ウ 現物返還の意思表示に係る熟慮期間について（「(1)・②, (2)・②」）

中間試案では、受遺者又は受贈者が、減殺請求を受けた時から3か月以内に現物返還の意思表示をしなければならないとされているが、金銭での支払が現

物での返還か二者択一が求められている重大な決定において3か月という期間は短いのではないかと、訴訟において適時に予備的抗弁を提出することができるような制度とすべきではないかとの意見が寄せられた。

(2) 遺留分の算定方法の見直し（「2」）

ア 遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律（「(1)」）

相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律については、反対意見も相当数寄せられたものの、中間試案の考え方に賛成する意見が多数を占めた。

なお、中間試案の考え方に賛同する意見においても、遺留分算定の基礎となる財産に含める期間については慎重に議論をすべきとの意見が多く、10年程度が相当ではないかとの意見が複数寄せられた。

イ 遺留分減殺の対象に関する規律（「(2)」）

遺留分減殺の対象に関する規律については賛否が拮抗しており、現行法（判例も含む。）の規律を変更する必要はない、対象を限定する理論的根拠が必ずしも明らかでない、中間試案の考え方を採用する場合には調整規定が必要になるが、計算方法が複雑化するなどの反対意見も多数寄せられた。

ウ 遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律（「(3)」）

遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律については、一部反対意見があったものの、中間試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。また、積極的に法定相続分説に賛成する意見はほとんど無く、遺贈を受けている相続人が、遺贈を受けていない相続人により最終的な取得額が少ないという逆転現象が生ずることに対応する具体的な調整規定の内容を提案する意見もなかった。

(3) 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し（「3」）

遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直しについては、規定を設ける必要があるのか疑問を示す意見もあったが、賛成の意見が大勢を占めた。

(4) （後注）について

ア 遺留分権利者の範囲について

遺留分権利者の範囲から直系尊属を除くという考え方を検討すること自体に反対する意見はなかったが、敢えて直系尊属を除く必要性はないなど見直しに反対する意見も複数寄せられた。

イ 負担付贈与や不相当な対価による有償行為がある場合の遺留分の算定方法について

パブリックコメントにおいては、検討をすること自体に反対する意見はなかった。

6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策（中間試案第5）

(1) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策を設けることについて

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策については、被相続人の療養看護等に努めた者等の保護を図る必要があるなどとしてその方向性に賛成する意見と、現行法上も一定の範囲では不当利得返還請求権等の成立が認められる場合があり、他方、このような方策を講ずると相続に関する紛争が複雑化、長期化するおそれがあるなどとして、これに反対する意見に分かれており、賛否が拮抗している状況にある。

(2) 見直しの方向性について

見直しの方向性については、【乙案】に賛成する意見が比較的多かったが、【甲案】に賛成する意見も相当数あった。

【乙案】に賛成する意見は、被相続人の療養看護等を行う者は親族に限られないこと、【乙案】によれば、内縁関係にある者等も対象に含めることができること等を理由とするものであった。

他方、【甲案】に賛成する意見は、請求権者を限定しないと、本方策が本来想定していないような者を含め、相続人が広く第三者から金銭請求を受けることになり得るため、相続をめぐる紛争が複雑化、長期化するほか、相続人が不当な請求を受けるおそれがあること等を懸念するものであった。

その他、請求権者の範囲及び寄与行為の態様については、いずれも限定を加えるべきでないとの意見、反対にそのいずれにおいても限定を加えるべきであるとの意見、【甲案】又は【乙案】を基礎としつつ、請求権者の範囲又は寄与行為の態様について一定の変更を加えるべきであるとの意見など、多様な意見が寄せられた。

(3) 個別の問題点等

中間試案の考え方に賛成する意見においても、複数の相続人がいる場合の負担割合（「1・④、2・②」）について、法定相続分に応じてその責任を負うとすると、相続人が、具体的相続分がなくても金銭債務を負担することになり、相続人の利益が害されることになって相当でない、請求権に係る時効・除斥期間（「1・⑥、2・②」）について、相続開始を知った時から6か月間又は相続開始の時から1年とするのは短すぎるなどの問題点を指摘するものがあった。

第3 今後における取扱い

提出された意見については、法制審議会民法（相続関係）部会における審議の参

考資料として使用する。